

## 令和8年度 固定資産税の納税通知書等の発送について

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

令和8年度の固定資産税の納税通知書は、令和8年5月上旬に発送いたします。納税通知書等が届きましたら内容をご確認いただき、納期限までの納付をお願いします。

※納付書にて納付される方に対し、年度分(全4期)をまとめて発送します。

※口座振替にて納付される方は、納期限までに残高の確認をお願いいたします。

※1月2日以降に売買や相続等で所有権移転した場合や家屋を滅失した場合でも、1月1日時点の所有者へ送付します。

### 固定資産税とは

固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価額により課税標準額を決定します。

※償却資産とは事業用として使用している機械・器具・備品等のことで、事前に申告いただいた情報を基に課税します。

※高森町税条例により、税額は課税標準額の1.4%と定められています。

**【免税点】** 評価額(課税標準額)が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合、課税されません。

第1期の納期限は6月1日(月)です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

固定資産税についてのご質問は右記までお尋ねください。

☎ 税務課 地籍調査係  
☎ 0967-62-1123



## 自動車税についてのお知らせ

☎ 熊本県北広域本部収税課 ☎ 0968-25-4116  
熊本県自動車税事務所 ☎ 096-368-4020

### ～自動車税の納付は6月1日(月)までに～

4月1日現在で自動車所有している方へ、自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の6月1日(月)までに、スマートフォン決済アプリや、コンビニエンスストア、金融機関、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所で納付していただきますようお願いいたします。

また、クレジットカード決済での納付は、「地方税お支払サイト」を利用する必要があります。利用方法などの詳細は、納税通知書に同封のお知らせに記載している専用サイトをご覧ください。



## 軽自動車税についてのお知らせ

☎ 税務課  
☎ 0967-62-1123

4月1日時点でバイクや軽自動車などを所有している方へ、納税通知書を5月上旬に送付します。6月1日(月)までにお近くの金融機関やコンビニエンスストア、高森町役場で納付していただきますようお願いいたします。また、スマートフォン決済アプリを利用した納付も可能です。

### (障がいのある方などの減免)

障がい者・生活保護受給者等の方に関しては、軽自動車税の減免制度があります。

ただし、減免申請期間(納付書発送後から軽自動車税納期限の6月1日(月)まで)に申請されないと、その年度は減免されませんのでご注意ください。

詳細につきましては、高森町役場税務課までお尋ねください。

## 「軽自動車税納税証明書」の送付廃止について

軽自動車税納付確認システム(通称：軽JNKS<sup>ジェンクス</sup>)の導入により、軽自動車協会にて軽自動車税の納付状況が確認できるようになったため、車検時の納税証明書の提示が原則不要となっています。そのため、口座振替・共通納税により軽自動車税を納付された方に対する「軽自動車税納税証明書」の送付は、令和7年度より廃止しております。

ただし、次のようなケースは、納税証明書が必要となる場合があります。交付を希望される方は、高森町役場税務課の窓口へお申し出ください。

- ・納付後すぐに車検を受ける場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・他市町村へ引っ越した直後の場合

☎ 税務課 ☎ 0967-62-1123